



令和6年度第1回 全国知事会地方分権推進特別委員会 説明資料：国と地方の最適な役割分担

令和6年4月10日

広島県

1. 令和5年度の主な活動

2. 国と地方の最適な役割分担についての議論 (骨太の議論)

3. 今後進めるべき「骨太の議論」の内容

1. 令和5年度の主な活動

令和5年度の主な活動 国の過剰な関与に関するアンケート

【アンケート】

R5.6月 アンケート実施（1次調査）

地方に対する**国の過剰な関与・規制が存在する分野**において、課題意識が強く、今後検討を進めていくことが求められる項目を抽出

R5.10月 アンケート実施（2次調査）

「従うべき基準」「国が一括処理したほうが効率的な事務」の2テーマについて、具体的な課題や現状を把握するために二次調査を実施

【アンケート結果に対する対応】 ※詳細は次頁

次のとおり、国の過剰な関与の是正に向けた取組を行っていく。

- ・ 判明した新たな課題を踏まえて、今年度夏の全国知事会の提言案に反映予定
- ・ 提案募集制度の積極的な活用

※各都道府県におかれては、特に、従うべき基準について、アンケートに記載頂いた支障事例等を踏まえて、今年度の提案募集方式を積極的に活用していただきたい。

参考：アンケート結果に基づく提言案の方向性

【従うべき基準】

□ 参酌基準の原則化

- ・ 各地域が、その実情にあった施策を推進できるよう、新たな設定は行わないこととし、既存の「従うべき基準」についても、原則参酌基準とするなど一定期間での見直しを行う制度を設けること。

□ 国の直接執行の検討

- ・ 全国一律の基準により実施すべき事務については、国が直接実施すること。その事務の実施を地方に求めるのであれば、その理由を明確に示すとともに、地方の意見を聴く場を設けること。

□ 条例委任の廃止

- ・ 国が「従うべき基準」を定める必要がある場合、全国一律の制度として実施するものであることから、条例の制定を求めず、法令で定めること。

□ 見直しルールの方策

- ・ ナビゲーション・ガイドのように国が自ら制度の検討、見直しを行っていくルールを作成すること。

【全国一律の基準で実施される事務を国への一元化】

- ・ 生活保護事務及び一般旅券の発給事務など、全国一律の基準で行われる給付・申請・届け出等について、電子申請システムの導入や公金受取口座登録制度の活用等により、地方を経由せずに国で一括処理するよう仕組みを構築すること。

2.国と地方の最適な役割分担についての議論 (骨太の議論)

国の過剰な関与の例（計画策定）

□ 計画策定の例

- ・ 計画策定についても、いわゆるナビゲーションガイドが閣議決定されるなど前進があるものの、引き続き、**膨大な作業が発生する計画策定を義務付けられている。**

（本県の例の一部：健康福祉分野）

R5年度：計画策定件数 10件 専任部署：3名配置（各担当課は除く。）

必要な会議：県庁の幹部会議113回、外部有識者会議49回

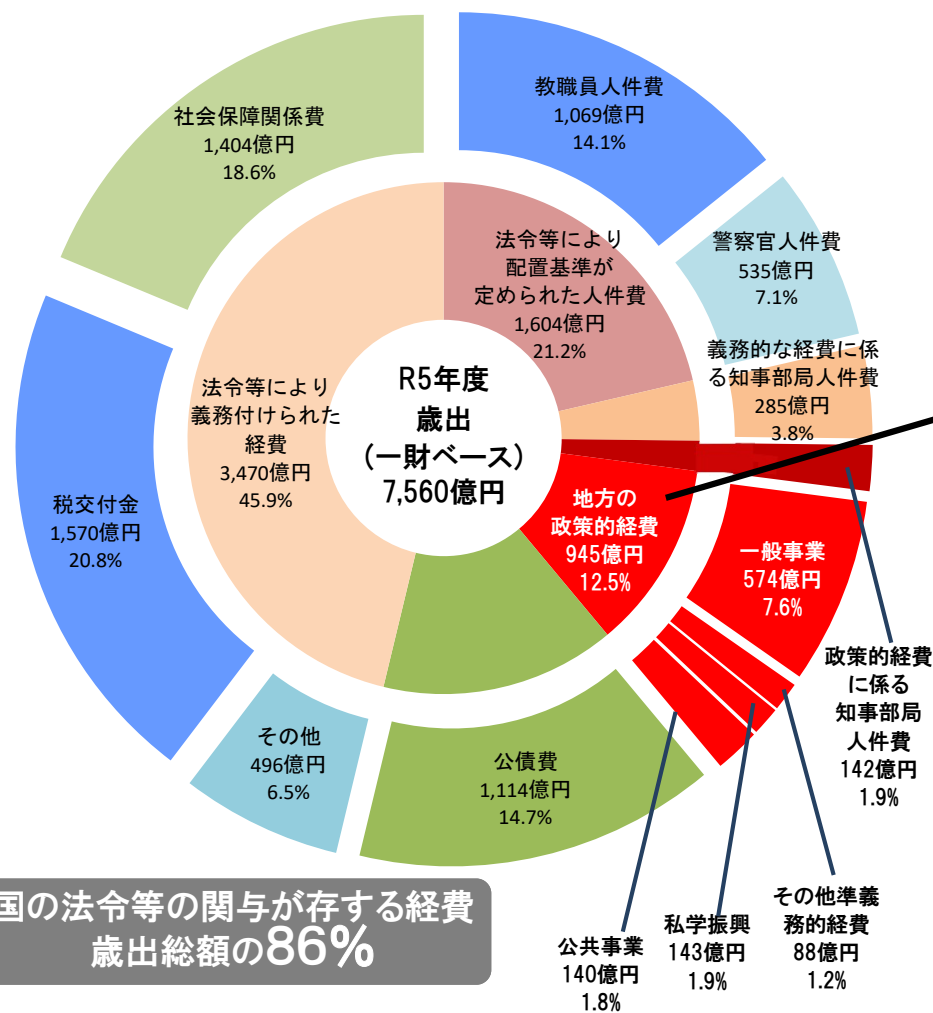
頁数：約1,000頁（途中の会議資料は、14,000頁）

□ 重点支援地方交付金の事例

- ・ R5年度、厚生労働省の事務連絡により、都道府県等に対して、医療機関に対する補助事業の実施を求め、さらに、**各自治体の実施状況をホームページ等で公表するといった、国が定めたやり方を実質的に自治体に強いる事案があった。** ⇒厚労省へ改善を要望（1/24）

国の過剰な関与の例（財政面）

広島県の歳出構造（令和5年度当初予算）



地方の政策的経費 945億円

地方の政策的経費 945億円の内訳

- ・公共事業 140億円
- ・私立学校助成費 143億円
- ・その他準義務的経費 88億円
- ・一般事業 574億円

公共事業や私立学校助成費 等を除いた予算は約6割 (574億円)

- ・企業立地促進対策事業
- ・観光地ひろしま推進事業
- ・「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業 など

国の法令等の関与が存する経費
歳出総額の86%

- ・ **地方分権改革後30年が経過しても、依然として、国の過剰な関与が続いている状態**
- ・ 自治法 1 条の 2 第 2 項によれば、「国が本来果たすべき役割以外は、地方の役割とする」と規定されており、現実との大きなギャップを埋めていくことが必要

(参考：地方自治法 1 条の 2)

2 国は、(略)、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

**従来の「国の権限を地方に移譲する」という発想ではなく、
地方分権改革の目指す「個性を活かし自立した地方をつくる」という視点に立った新たな取組が必要
ではないか。**

国と地方の最適な役割分担についての議論（骨太の議論）

- ・ このため、現行の提案募集方式による具体的な課題解決だけでなく、
- ・ 人口減少社会やデジタル化の進展を踏まえ、令和の時代にふさわしい国と地方の最適な役割分担を再設計するなど、今後の国と地方のあり方について、抜本的な議論を進めるべき。

- ・ そこで、まずは、地方分権特別委員会において、国と地方の最適な役割分担（事務配分と権限の最適化）に関連するテーマに設定し、有識者を交えて議論（＝「骨太の議論」）を深めていく。

（参考：論考）NIRA オピニオンペーパー no.72 /2023. Sep
宇野重規東京大学教授、松井望東京都立大学教授
「地方分権改革の30年を振り返る 国と自治体の役割分担の再定義を」（抜粋）

30年前と比べ自治体の自主性、自立性が着実に大きくなっているという意見がある一方、コロナ禍などの緊急時対応やDXなどにおいてむしろ国の役割を強化すべきという主張や、個別法令や計画策定などを通じて、実質的に国のコントロールが残っていることを問題視する考えもある。（略）議論の焦点は、国と自治体の役割分担をいかに再定義し、その上で両者の関係をより円滑なものにしていくかにあるだろう。国のなすべきこと、自治体のなすべきことを平時と緊急時とで区別して検討していく必要がある。

3. 今後議論すべき「骨太の議論」の内容

今後議論すべき「骨太の議論」の内容案

①国と地方の事務の最適化

- ・デジタル技術の進展も踏まえて、住民目線で、国が全国一律で実施でき、国が直接実施するなど合理化
- ・あわせて、現行の個別の法定受託事務の存置の必要性や関与の方法について再検証など

②法令による義務付け・枠づけの更なる緩和

- ・地域の事情に応じた判断が必要な事務については、地方の自由を認めるなど
- ・従うべき基準についても、計画策定のようなナビゲーションガイドを作成し国の過剰な関与を抑制など

③地方分権改革の一層の推進を図るための地方税財政の充実等

- ・税収割合と歳出割合の乖離の縮小、自主財源比率の向上など

④自治立法権の拡充、立法分権

- ・国の立法過程への参画、条例制定権の拡大（条例の上書き権を含む。）など

⑤十分な自治財政権と独自の政策立案能力を持つ都道府県のあり方に向けた検討

- ・地方自治の本旨の具体化、地域代表制のあり方、自治立法権・自治財政権の更なる拡充・強化など

本日、今後議論すべき「骨太の議論」のテーマ案について、ご意見をいただきたい。

「骨太の議論」を進めるための連携

「骨太な議論」を進めるためには、地方の課題意識・支障事例を国と共有し、国と地方が対話積み重ねていくことが不可欠



このため、地方分権特委で収集した地方の課題意識や成果を、例えば、次のような関係者等とも共有して連携を図る（全国知事会国民運動本部などとも連携）。

例

- ・内閣府地方分権有識者会議（関係委員：湯崎知事）
- ・地方制度調査会（関係委員：未定。※例年は全国知事会長）
- ・デジタル行財政改革会議（アドバイザリーボード：村井知事）
- ・令和臨調、人口戦略会議（将来世代知事同盟）
- ・政府主催の知事会、国地方協議の場 ほか

(まとめ) 本日まで議論していただきたい内容

【論点】

P12に記載した「今後検討する骨太の議論の内容案」について、今後、有識者を招聘し、議論を深めていくべきと考えるが、

- ・ 今後どの項目を中心に検討していくべきか（項目①～⑤を選択）
- ・ その課題意識又は支障事例等（項目を選んだ理由）
- ・ 国との対話に向けて今後どのように進めていくべきかなどについて、ご議論いただきたい。